

事業計画書目次

[道路局]

13款2項4目

(単位：千円)

計画書頁	事業名	令和7年度		令和6年度		増△減(7-6)		新規・拡充
		事業費	市債+一財	事業費	市債+一財	事業費	市債+一財	
1	道路費負担金(国直轄事業負担金)	3,269,167	3,187,167	3,923,667	3,821,667	△ 654,500	△ 634,500	
		0	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	0	
	計	3,269,167	3,187,167	3,923,667	3,821,667	△ 654,500	△ 634,500	

令和7年度 事業計画書

事業局課	道路局	総務課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	1	
歳出予算科目	一般会計	13 款	2 項	4 目	政策番号	36 施策番号	1
事業名称	道路費負担金（国直轄事業負担金）						

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和7年度	3,269,167	0	82,000	0	3,187,000	167
令和6年度	3,923,667	0	102,000	0	3,821,000	667
増▲減	▲654,500	0	▲20,000	0	▲634,000	▲500

歳出		令和4年度	令和5年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
予算	事業費	6,356,332	4,630,662	3,269,167	3,269,167	3,269,167
	市債＋一般財源	6,185,332	4,511,662	3,269,167	3,269,167	3,269,167
決算	事業費	4,794,000	4,005,333			
	市債＋一般財源	4,675,000	3,903,333			

事業概要 (アクティビティ)	道路法第50条等に基づく、国管理の横浜市内国道（指定区間）の管理及び整備に係る負担金。							
事業指標① (アウトプット)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	単位	目標						
		実績						
事業指標② (アウトカム)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	単位	目標						
		実績						
事業目的	道路法第53条および道路法施行令第27条に基づき負担金を支出します。 市民生活や経済流通の大きな支えとなる横浜市内の国道が整備されることで、より一層活力ある都市活動の推進が見込まれます。							
背景・課題	道路法第53条および道路法施行令第27条により、国が自ら整備・管理を行う一般国道の区間（指定区間）について、当該都道府県又は政令指定都市は、その整備・管理等に係る費用の一部を「直轄道路事業負担金（道路費負担金）」として納付することが義務づけられています。							
根拠法令・方針決裁等	道路法、共同溝の整備等に関する特別措置法、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律、電線共同溝の整備等に関する特別措置法							
根拠・データ等	【路線】 1号 15号 16号 246号 357号 468号	【区間】 鶴見区尻手～戸塚区東俣野町 鶴見区平安町～神奈川区栄町 金沢区六浦東～瀬谷区北町 都筑区牛久保町～瀬谷区目黒町 鶴見区扇島～金沢区八景島 金沢区釜利谷町～戸塚区汲沢ほか	【指定区間延長】 23.5km 8.1km 32.1km 11.6km 25.2km 10.3km					
事業スケジュール	4月 国土交通省から直轄道路事業地方負担額の予定額通知を受領 3月 国土交通省へ負担金を納付							
事業開始年度	昭和31年							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	7年度	6年度	差引(増減)	増減説明
	1	道路費負担金（国直轄事業負担金）	3,269,167	3,923,667	▲654,500
	細事業合計	3,269,167	3,923,667	▲654,500	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 岡本 栄里	係長 品田 陽平	仲田 唯
------------------------------------	-------------	-------------	------